

銀泉保険サービスニュース

【第6号】 自然災害シリーズ 水災



～損害保険事故対応の関連知識・事故例・保険適用のポイントをニュースでお知らせします～

銀泉保険サービスニュース第6号は、自然災害シリーズ・水災として
「過去の水災事故例」「水災の基礎知識」「水災と保険」をご紹介します

近年、時間雨量 50 ミリを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な被害が発生しています。

時間雨量 50 ミリ以上の年間発生回数は、1976 年から 1985 年の 10 年間の平均回数 226 回に対して 2011 年から 2020 年の 10 年間の平均回数は 334 回と約 1.4 倍に増加しており、気候変動の影響による水害のさらなる頻発・激甚化が懸念されています。（国土交通省 水害レポート 2020 より）

[suigai2020.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.suigai2020.pdf)

事故例

水災の事故例

令和3年7月豪雨

令和3年6月末から梅雨前線が北上し、7月1日から3日にかけて西日本から東日本に停滞するなか、7月1日には伊豆諸島で線状降水帯が発生し、日降水量が 300 ミリを超える大雨となりました。7月2日から3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県内の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨になりました。これにより熱海市伊豆山で土石流が発生し、死者26名（行方不明1名）、家屋全壊53棟などの甚大な被害が発生しました。

また、この災害では、崩落の起点付近にあった盛り土についての安全対策が十分でなかったことが被害の甚大化につながったのではないかと問題になりました。盛り土は場所によって適用される法律が異なり、規制が緩い所で危険な造成が行われるケースが多いことが指摘されています。このため、都道府県などが指定した区域内の盛り土を許可制にし、全国一律の規制を適用するとともに、無許可行為や命令違反への罰則を大幅に引き上げる（法人への罰金は最高3億円となる見通し）「宅地造成及び特定盛土等規制法」

（通称・盛土規制法）が令和4年3月の通常国会に提出されました。令和5年夏の施行が目指されています。

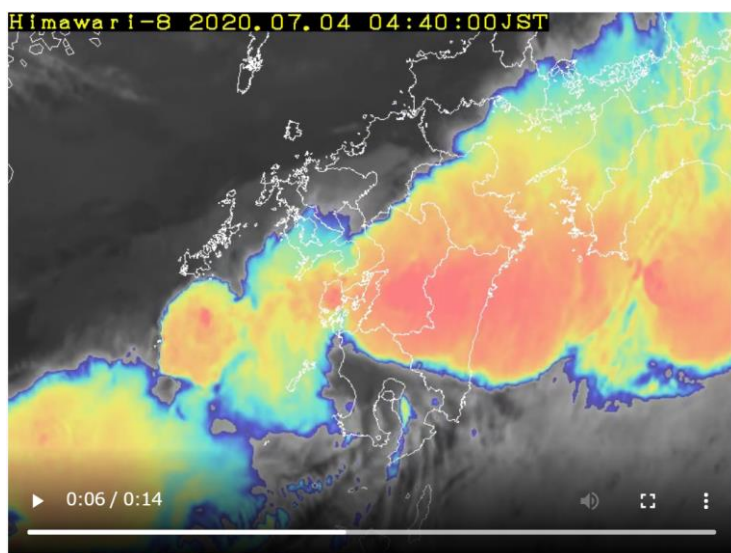


熱海市伊豆山の土石流で救助活動にあたる消防、自衛隊の方々

出典：首相官邸ホームページ [令和3年7月1日からの大雨について | 首相官邸ホームページ \(kantei.go.jp\)](https://www.kantei.go.jp)

令和2年7月豪雨

令和2年7月3日夜から低気圧や梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、鹿児島県薩摩地方・大隅地方、熊本県南部で局地的に猛烈な雨が降り、これらの地域では発達した雨雲が連なる線状降水帯が発生しました。7月5日夕方から6日午前にかけては、鹿児島県薩摩地方・大隅地方で局地的に猛烈な雨が降り、鹿屋市などで記録的な大雨となり、7月6日から8日にかけては停滞する前線の影響で、長崎県、佐賀県、福岡県筑後地方、大分県、熊本県北部で局地的に猛烈な雨が降りました。7月8日には東海地方から甲信地方でも大雨となって、7月3日から14日の全国の総降水量は25万3041.5ミリに達し、2018年の西日本豪雨を超えました。



熊本県を流れる球磨川水系は、八代市、芦北町、球磨村、人吉市、相良村の計13箇所で大規模な氾濫・決壊し、約1060ヘクタールが浸水しました。球磨村にある特別養護老人ホームでは、水没した施設で入所者14人が死亡、同地区で浸水の深さは最大9メートルに達したとみられません。人吉市では市街地の広範囲が浸水し、八代市坂本町中心部では住宅に流木や土砂が流れ込むなどの甚大な被害が出ました。また、芦北町や津奈木町でも被害が出ています。

熊本県付近にかかり続ける雨雲

出典：気象庁ホームページ

[気象庁 | ひまわりによる観測事例 \(ima.go.jp\)](https://www.jma.go.jp/ima/)

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

九州から東海にかけて15箇所で大規模な線状降水帯が発生し、平成に入ってからのもっとも甚大な豪雨災害としては初めて死者数が100人を超え、「平成最悪の水害」と報道されています。



この豪雨で各地で大規模な洪水被害が発生しましたが、岡山県総社市のアルミ工場では浸水による爆発事故が発生しています。アルミスクラップ（アルミ缶など）を電気炉で溶解し、製鋼用アルミニウム脱酸剤を製造している24時間操業の工場が浸水、高温のアルミと接触したことで水蒸気爆発が発生。工場近隣にも溶融した高温のアルミニウムが飛散したことによる火災や、爆風、飛来物による被害を引き起こしました。

岡山県倉敷市真備町上空から見た浸水状況

出典：気象庁ホームページ

[気象庁 | 気象業務はいま 2019 | 特集](https://www.jma.go.jp/ima/)

[防災意識社会や社会の生産性向上に資する気象情報 \(jma.go.jp\)](https://www.jma.go.jp/)

■ 保険における水災とは

保険における水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

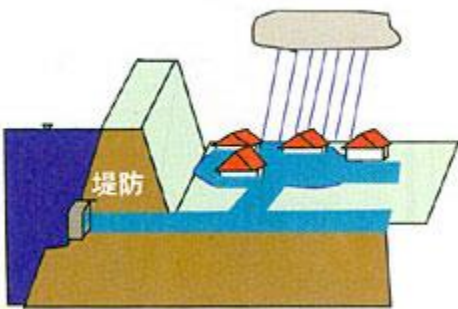
○ 洪水

洪水とは一般的に河川氾濫のことを指しますが、保険では内水氾濫も水災として取り扱われます。



河川氾濫（外水氾濫）

河川の水位が上昇して堤防を越えたり、堤防が決壊して水が流出する現象をいいます。



内水氾濫

河川へ排水する下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくなり引き起こされる氾濫をいいます。

都市部では1時間50ミリの降水量を想定して下水道などの整備が進められていることが多いため、この想定を超える降水量になった場合や、1時間の総雨量が50ミリでも短時間に降る場合には十分な排水ができなくなるため注意が必要です。

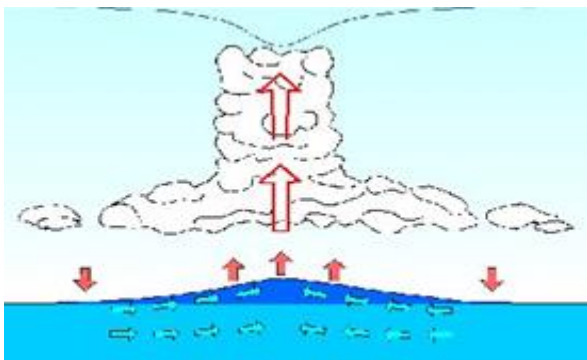
図出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ

○ 融雪洪水

流域内の積雪が、一気に大量に解けて引き起こされる洪水。4～5月頃に大雨や気温の急上昇などとともに起こることが多い現象です。

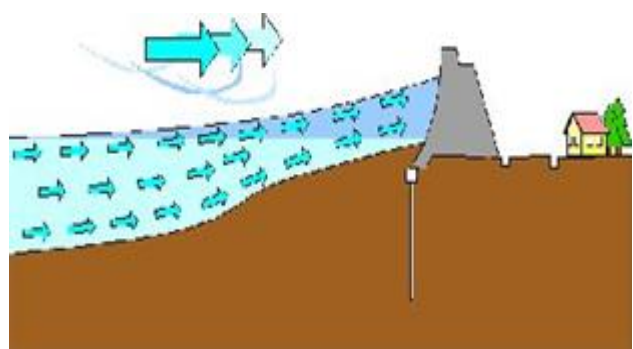
○ 高潮

台風や低気圧の通過に伴い、潮位が大きく上昇する現象をいいます。気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇し、満潮（特に大潮）のタイミングと重なると大きな被害をもたらすことがあります。なお、地震などによって発生する津波は高潮とは異なる現象です。



気圧低下による吸い上げ効果のイメージ

図出典：国土交通省ホームページ



風による吹き寄せ効果のイメージ

○ 土砂崩れ・落石

台風、暴風雨、豪雨等による土砂崩れ・落石は水災として扱われます。台風、暴風雨、豪雨等によらない単なる崖崩れなどは該当しません。

水災によって発生する損害について、火災保険と自動車保険などでの取扱いを説明します。

(加入している保険の内容や保険会社によって下記と取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください)

■火災保険の支払要件

保険の種類によって支払要件が異なり、浸水要件のある商品とない商品があります。

- ◇浸水要件がある場合 保険価額の30%以上の損害、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水によって生じた損害
(個人向け商品や法人向け商品の一部)
- ◇浸水要件がない場合 水災によって保険の対象が損害を受けること
(企業財産包括保険などの法人向け商品)

床上浸水とは・・・居住(日常生活)の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。事務所、店舗の床や、飲食店などの畳座敷・床座敷は居住用のものではないので、ここでいう床には該当せず、床上浸水にはなりません。また、地下室の床が居住の用に供する床に当たる場合は、地下室への浸水をもって床上浸水になります。

地盤面より45cm・・・地下階がある場合などは、その床面から45cmとなります。傾斜面に立地している場合は、最も低い位置を基準とします。

また、旧型の商品(住宅火災や普通火災など)や補償内容選択のタイプによっては水災が補償対象外となっているものもあります。

■火災保険の保険金算定方法

保険金の支払額算定において、保険金額に一定割合を乗じて算出する場合(定率払い)と、火災事故等と同様に損害の額を基準に算定する場合(実損ベース払い)があります。

門、塀、垣の損害・・・これらは保険の対象となっている場合でも、これらが付属する建物の認定に従うとされている商品もありますので、そのような商品では建物に水災による被害がなくて門塀のみに被害があった場合には、補償の対象にはなりません。(企業財産包括保険にはこのような規定はなく、門、塀、垣等を保険対象とする場合は、建物に水災による被害がない場合でも、門、塀、垣等の被害が損害として算定されます)

■自動車保険の対応

1.対人・対物賠償

自然災害で不可抗力による事故の場合は、法律上の損害賠償責任自体が発生しないと考えられます。加えて、自動車保険では約款上「台風、洪水または高潮」によって生じた損害は保険金支払の対象外と定められています。

主として人的ミスによるもので「台風、洪水または高潮」の影響が明らかでない場合は、免責に該当せず支払対象となることがありますが、事故の状況から保険会社が個別に判断することになります。

2.人身傷害・搭乗者傷害

ご契約のお車の運行に起因する事故であるかなど、約款に定める支払要件を充たせば、水災による事故についても保険金支払の対象になります。

3.車両

一般車両の場合は、水災は保険金支払の対象になります。

車両保険に「エコノミー車両保険」などの補償を限定する特約(名称は各保険会社によって異なります)をセットした場合は、「台風、竜巻、洪水または高潮」によって生じた損害については保険金支払の対象になりますが、損害の発生が「台風、竜巻、洪水または高潮」と相当因果関係があることを要します。

銀泉保険サービスニュースについての
お問い合わせは、右の弊社窓口へお願い
いたします。

なお、ご契約の損害保険契約の内容につ
いては、弊社営業担当者へご確認ください。

- 本ニュースは、マスコミ報道やホームペ
ージなどで公開されている情報に基づい
て、作成しております。
- 本ニュースは読者の方々に対して、事故
や事故対応の知識向上等に役立ててい
ただくことを目的としたものであり、事故
や事故対応そのものに対する批判その他
を意図しているものではありません。
- 本ニュースの保険についての記述は、保
険の一般的な内容を説明したものであり、
保険契約の補償内容を確定するものでは
ありません。

東京	大阪
東京保険サービス部	保険サービス部
☎ 03-6777-7014	☎ 06-6202-1544
📠 03-6772-2817	📠 06-6202-2546

各支店	
名古屋支店	神戸支店
☎ 052-221-9603	☎ 078-335-2591
📠 052-201-7804	📠 078-335-1673
京都支店	姫路支店
☎ 075-213-4330	☎ 079-225-0452
📠 075-213-4370	📠 079-222-6439
広島支店	九州支店
☎ 082-248-2435	☎ 092-292-8765
📠 082-248-2541	📠 092-292-7373

【弊社概要】

設立	1954年(昭和29年)5月
資本金	3億7000万円
代表者	代表取締役社長 伊藤 健二郎
社員数	729名(2021年3月末現在)
事業内容	損害保険代理店事業、生命保険代理店事業 ビル事業、駐車場事業、 不動産コンサルティング事業
事業所	本 社 大阪市中央区高麗橋4丁目6番12号 TEL.06-6202-2511 東京本社 東京都港区芝罘一丁目2番20号 TEL.03-6776-7900 名古屋支店、京都支店、神戸支店、姫路支店、 広島支店、九州支店
業績(2021年3月期)	売上高 254 億円 経常利益 40 億円
グループ会社	銀泉リスクソリューションズ(資本金/1億円) 保険仲立人(ブローカー)事業 銀泉リインシュアランス 設立種: 英語/バミューダ レンタ・キャブティブ事業 銀泉パーキングサービス(銀泉興産)(資本金/3000万円) 特種貨、月極駐車場等の管理運営事業、月極駐車場 大手町建物管理(資本金/5000万円) ビルメンテナンス業 賃貸社(資本金/5000万円) ビルメンテナンス業 家友(資本金/2億円) ショッピング事業、ハウジング事業、ツーリスト事業、 ライフイベントサービス事業 オートシステム(資本金/4000万円) 白家用自動車運行管理業
主要株主	三井住友銀行、三井住友カード、 アサヒグループホールディングス、京新ビルディング、 サノヤホールディングス、日建設計、三井住友海上火災保険、 大和証券グループ本社、三井住友信託銀行、住友生命保険、 二子ハ

銀泉株式会社

【損害保険代理店事業】

損害保険代理店業務において弊社は、職能人のほとんどが保険大学課程の専門コース資格を有しています。高度な専門知識に加えお客様のニーズを的確に把握できる能力を身につけた保険専門家集団としてリスクマネジメントに対するソリューションビジネスを展開しています。

お客様の事業所のリスクサーベイを実施し、定性的・定量的なリスク分析・評価を行い、リスク実態に合ったお安く十分な補償が得られる「銀泉損害保険プログラム」[★]「銀泉グローバル損害保険プログラム」[★]をご提案いたします。

<取扱保険会社 25社> (無点により数値がない場合があります)
あいおいニッセイ同和損害保険、アトラティウス活用保険、アニコム損害保険、アリアーツ火災海上保険、AIG損害保険、HD I Global保険、キャピタル損害保険、共栄火災海上保険、コファスジャパン活用保険、ジェイアイ損害火災保険、スイス損害保険、スター保険、セコム損害保険、損害保険ジャパン、Chubu損害保険、チューリッヒ、東京海上日動火災保険、日新火災海上保険、ニューインディア、現代海上火災保険、三井住友海上火災保険、明治安田損害保険、ユーラーヘルメス活用保険、東大損害保険、ロイズ・ジャパン

【生命保険代理店事業】

生命保険代理店業務において弊社は、ファイナンシャル・プランナーの有資格者が大半を占めており、高い専門性と先見性でライフプランニングや資産運用等のファイナンシャル・コンサルティングを行います。

<取扱保険会社 25社>

アクサ生命、アフラック、エヌエヌ生命、FWD生命、オリックス生命、ソラルタ生命、住友生命、ソニー生命、SOMPOひまわり生命、大塚生命、第一生命、大塚生命、チューリッヒ生命、東京海上日動あんしん生命、ニッセイ・ウェルス生命、日本生命、ネオファースト生命、はなびく生命、富国生命、P&G生命、マニウライフ生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命、メットライフ生命、メテイクア生命

【ビル事業、駐車場事業、不動産コンサルティング事業】

弊社は、オフィスビルを主体に約40種の賃貸ビルを保有。首都圏・関西圏を中心に駐車場“GSパーク”を約1,000ヶ所(約20,000台)展開するとともに、不動産の有効活用など、きめ細やかなコンサルティングを通じて、お客様から高い評価をいただいております。弊社のプロスタッフが、お客様の不動産戦略に最適な補償をお勧めいたします。

2022年5月現在